

大洲市立図書館システム更新業務基本仕様書

令和7年8月

大洲市立図書館システム更新業務基本仕様書

1 導入目的

大洲市立図書館では、平成 21 年より図書館システム及び I C タグシステムを導入し、図書館業務を行ってきたが、令和 7 年度中に現在の賃貸借契約期間が満了（6 月 3 0 日長期賃貸契約が満了となったが、1 月末まで延長）となる。

新たな図書館システムの更新については、社会情勢の変化や情報技術の発展に伴う多様化に対応し、市民の利便性の向上を図ると共に、安定的かつ効率的な図書館運営を行うことを目的とする。

2 図書館の概要

（1）施設の概要

名 称	大洲市立図書館	大洲市立図書館 長浜分館	大洲市立図書館 肱川分館	大洲市立図書館 河辺分館
所在地	大洲市東若宮 17-5	大洲市長浜甲 480-3	大洲市肱川町山鳥坂 73	大洲市河辺町植松 548 (大洲市役所河辺支所内)
開館時間	・9 時 30 分～18 時 00 分	・9 時 30 分～18 時 00 分 (13 時～14 時は休館)	・9 時 30 分～18 時 00 分 (13 時～14 時は休館)	・9 時 30 分～17 時 00 分 (12 時～13 時は休館) ・9 時 30 分～13 時 00 分 (土・日・祝日)
休館日	・月曜日 ・月末図書整理日 ・12 月 29 日～1 月 3 日 ・特別整理期間 (年間 1 週間)	・月曜日 ・月末図書整理日 ・12 月 29 日～1 月 3 日 ・特別整理期間 (年間 3 日間)	・月曜日 ・月末図書整理日 ・12 月 29 日～1 月 3 日 ・特別整理期間 (年間 3 日間)	・月曜日 ・月末図書整理日 ・12 月 29 日～1 月 3 日 ・特別整理期間 (年間 3 日間)

（2）実績

	令和 5 年度	令和 6 年度	備考
利用者登録数	19,798 人	20,224 人	
年間貸出冊数	134,010 冊	128,890 冊	
蔵書(図書)	220,056 冊	220,968 冊	
年間予約件数	8,969 件	8,390 件	

3 適用業務

（1）図書館奉仕系業務全般

- ① 窓口業務の迅速化・正確化
- ② 資料検索業務の迅速化・高精度化

- ③ 各種登録業務の簡便化・正確化・整合化
- ④ 各種統計、リスト作成の簡便化
- (2) 図書館ホームページとシステムの連携による情報発信（資料検索・予約含む）
- (3) スマートフォンによる図書の検索・予約・貸出
- (4) O P A Cでの検索と図書館からの情報発信
- (5) メールによる予約割当通知、督促通知機能
- (6) その他図書館業務の簡便化・正確化
- (7) スマホ画面での図書カード代替利用やデジタルコンテンツ、電子図書サービスの導入など、将来的な拡張においても柔軟で汎用なシステムであること。

4 業務期間

- (1) システム導入、運用環境構築・準備、検収・サポート等
契約締結日から令和8年1月31日まで
- (2) システム及び機器の賃貸借
令和8年2月1日から令和13年1月31日までの5年間（60ヶ月）の長期継続契約

5 サービス基本要件

- (1) システムの設置形態はクラウド型（S a a S方式）とすること。
- (2) 現行システムのデータ等の移行
 - ① 個人情報が入っているシステムが本番稼働しているため、データ抽出は、現行事業者が実施するものとする。受託者は、提供されたデータ形式により移行を行うこと。
 - ② データ抽出に係る費用は、受託者が負担することとし、本調達の見積金額に含めること。
 - ③ 移行作業において、現行業者の支援が必要な場合で、費用が発生する場合は、受託者が負担することとし、本調達の見積金額に含めること。
なお、費用に関する問い合わせについては、現行事業者である四国通建株式会社大洲営業所へ行うこと。
 - ④ 移行データは、蔵書データ、書誌データ、利用者データ、貸出情報、予約情報、各種索引データ、人名典拠データ、統計データ、蔵書データ、マークデータ、利用者情報（パスワード含む）、貸出情報、図書館データ、統計データなどすべてのデータを移行すること。
 - ⑤ 年度途中のシステム移行であるが、職員の負担を軽減させる為、過去5年間の統計データは、通年で出力できることとし、システム移行後においても、同様とする。
 - ⑥ データ移行が正常に行われているかどうか、受託者が全データを確認し、大洲市に報告すること。
 - ⑦ 新システム稼働後において、移行データに何らかの不具合が判明した場合、受託者は、責任を持ってそれを修正すること。
 - ⑧ 本業務で構築するデータについては、契約満了時に全て市に無償で返却すること。なお、5年後（予定）の移行データ抽出作業については、本業務の受託者が行うものとし、本契約の費用内で実施すること。なお、抽出するデータ形式、抽出回数等については、市と協

議し決定すること。

(3) 図書館情報サービスの管理・運用

- ① 図書館情報サービスは「利用者サービス業務」「管理業務」など図書館の業務全体を処理できるトータルシステムであり、サービス機能の詳細は別紙「図書館システム機能要件調査票（仕様書）」とし、内容事項は基本的に必要な要件とするが、対応が困難な場合、その要件の内容が概ね同等と認められる代替案を提示すること。
 - ② 図書館システムサーバに障害が発生し業務停止した場合、端末にて単独に貸出、返却等の業務運用が行えること。
 - ③ 図書館システムは、下記条件にて稼動すること。
 - クライアントの OS は Windows 11 で運用可能なこと。
 - クライアントのブラウザは Microsoft Edge 又は Google Chrome で運用可能なこと。
- ※ なお、システム保守管理業務については、本業務には含まない。

(4) サービスセキュリティ対策

個人情報の保護および利用者が安心して図書館を利用できるよう、次の事項を確実に実施すること。

- ① 図書館システムの中で個人情報を保護するための制約を設けること。
 - 貸出・返却等に必要な個人情報は最低限の情報とする。
 - 個人の貸出記録は返却と同時に消去させる。
 - 利用者用開放端末(OPAC)には利用者の個人情報を表示しない。
- ② SSLサーバ証明書を取得し、利用者が個人情報等をサーバに送信する際は暗号化すること。
- ③ 委託業務期間満了までSSLサーバ証明書の更新をおこなうこと。
- ④ インターネットからアクセスされるサーバには、利用者氏名、住所、電話番号、性別、電子メールアドレスなどの利用者個人情報は一切保持しないこと。
- ⑤ ID とパスワードにより利用認証を行うこと(利用権限の付与)。
- ⑥ 第三者がサーバに成りすます(フィッシング等)のを防止するため、サーバ証明書の取得等の対策を行うこと。
- ⑦ ウィルス対策ソフトを導入し、自動的にウィルス定義ファイルの更新が行えるように設定すること。なお、契約期間中のウィルス対策ソフトの更新費用は本調達に含めること。
- ⑧ 利用者インターネット端末は、インターネット閲覧をコントロールするフィルタリングソフトを導入し、必要な設定を行うこと。フィルタリングソフトは他市町村図書館で導入実績があるものとする。なお、契約期間中のフィルタリングソフトの更新費用は、本調達に含めること。利用者がPCの操作（動作環境の変更、インストール、ファイルなどの削除、更新）を行っても、PCを再起動するだけで操作前の状態に修復する機能（ソフトウェア等）を備えること。ただし、ウィルス対策ソフトウェアに関する更新は当該機能が有効な場合においても通常どおり行うことができ、再起動後も更新内容が保持されるこ

と。BIOSの設定情報の復旧機能も有すること。この機能のため導入するソフトウェア等の契約期間中の更新費用は本調達に含めること。利用者が使用可能な機器は備え付けのマウス、キーボード、ヘッドフォン（ヘッドフォンは本調達に含まない。）に限定し、他の機器等は節即できないようにUSB端子等を制御する設定を行うこと。なお、導入するソフトウェア等の契約期間中の更新費用は本調達に含めること。

- ⑨ 利用者インターネット端末、OPAC端末、自動貸出機端末は一般利用者が入力・操作できるよう設定を行うとともに、不正な操作を防止するため、端末制御ソフトウェアの導入等の対策を講じること。なお、導入するソフトウェア等の契約期間中の更新費用は本調達に含めること。

(5) ネットワーク設定

- ① 設置機器のネットワーク設定は、大洲市と協議し決定及び設定をすること。

(6) バックアップ対策

- ① 端末機器は日常的な保守・管理に専任の職員を必要としない機器であること。
- ② 端末機器のメンテナンスについては日常的に敏速に応じられる体制があること。
- ③ サーバについて、2世代以上のデータバックアップを行うこと。
- ④ クライアントについて、DISK障害時に復旧ができるようバックアップを行うこと。

(7) 研修について

図書館業務を行う職員を対象とした集合研修を本稼働までに行うこと。

(8) 本稼働時の立ち合いについて

システムの本稼働時は、大洲市立図書館に1名を常駐させ、分館を1名が巡回すること。

(9) 現行機器撤去について

新システムの導入により館内に設置された現行機器の撤去については、受託者・大洲市にて対応することとし、受託者は大洲市の指定した場所への現行機器の撤去・移動までを実施すること。

(10) その他

- ① 既存の自動貸出機の筐体を流用するため、筐体に入る機器を選定し導入すること。
- ② ICゲートを流用するため、メーカー保守期限までスポット保守（別途有償）を実施すること

(11) 端末機器構成

① 機器構成及び台数は下記の通りとする。

装置名称	合計	備考
カウンター用業務端末(デスクトップ型)	7 台	大洲 4 台、分館 3 台
情報閲覧用利用者開放端末(デスクトップ型)	4 台	大洲 4 台
OPAC 用端末(タッチパネルタイプ)	6 台	大洲 3 台、分館 3 台
自動貸出端末(タッチパネルタイプ)	2 台	大洲 2 台
WEB 検索用業務端末(デスクトップ型)	1 台	大洲 1 台
カウンター業務端末(ノート型)	1 台	大洲 1 台
事務所内用業務端末(ノート型)	3 台	大洲 3 台
WEB 検索事務用端末(ノート型)	1 台	大洲 1 台
リライトカードリーダライタ	10 台	大洲 7 台、分館 3 台
レシートプリンタ	7 台	大洲 4 台、分館 3 台
木製対応 4W アンテナ A3 版	2 台	大洲 2 台
木製対応 1W アンテナ A4 版	8 台	大洲 4 台、分館 3 台 予備 1 台
金属対応 1W アンテナ A4 版	1 台	大洲 1 台
蔵書点検用 ハンディガン+リーダライター	2 台	大洲 2 台
ハンディーターミナル	5 台	大洲 5 台
ハンディーターミナル通信アダプタ	5 台	データ通信を可能とする機器
バーコードリーダー	9 台	大洲 6 台、分館 3 台
モノクロ A3 プリンタ	5 台	大洲 2 台、分館 3 台
クライアントバックアップ用 NAS	1 台	大洲 1 台
2通路ゲート装置	1 台	大洲 1 台 既設継続利用
その他必要なソフトウェア	1 式	必要なものを見積ること

※ 端末機器の設置

- ① 各端末は、指示する設置場所に設置すること。
- ② 配線・出先間ネットワークは市側にて準備する回線を使用すること。